

## 令和2年度所沢市水道事業会計予算

( 総 則 )

第 1 条 令和2年度所沢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	164,330 戸	
(2) 年間総給水量	35,538,000 m <sup>3</sup>	
(3) 一日平均給水量	97,360 m <sup>3</sup>	
(4) 主要な建設改良事業		
水道管布設及び更新事業		3,777,872 千円
施設整備改良事業		570,642 千円

( 収益的収入及び支出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		6,850,421 千円
第 1 項 営業収益		6,208,328 千円
第 2 項 営業外収益		641,319 千円
第 3 項 特別利益		774 千円

	支	出
第 1 款 水道事業費		6,131,546 千円
第 1 項 営業費用		6,028,838 千円
第 2 項 営業外費用		92,708 千円
第 3 項 予備費		10,000 千円

( 資本的収入及び支出 )

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 294, 471千円は過年度分損益勘定留保資金 2, 160, 374千円、建設改良積立金330, 000千円、減債積立金 420, 777千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 383, 320千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入		1, 790, 767	千円
第 1 項 企 業 債		1, 450, 000	千円
第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 金		531	千円
第 3 項 負 担 金		282, 956	千円
第 4 項 補 助 金		57, 280	千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出		5, 085, 238	千円
第 1 項 建 設 改 良 費		4, 664, 461	千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		420, 777	千円

( 継続費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	浄水場整備事業(耐震補強工事)(西部浄水場配水池2号耐震補強工事)	254, 749千円	2	106, 755千円
				3	147, 994千円
資本的支出	建設改良費	浄水場施設・設備更新事業(東部浄水場監視制御装置更新工事)	883, 476千円	2	0千円
				3	883, 476千円

( 債務負担行為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
所沢市上下水道局料金業務包括委託料	令和3年度から令和7年度まで	1, 500, 000千円
第一浄水場ほか4か所濁度計点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	3, 177千円

事 項	期 間	限 度 額
第一・東部・西部加圧ポンプ場受水残留塩素測定装置点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	2, 2 2 5千円
西富路上局ほか7か所水質監視設備点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	1 4, 4 9 8千円
南部・東部浄水場配水水質測定装置点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	5, 3 3 9千円
第一浄水場ほか4か所着水井等砂撤去業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	4, 9 5 0千円
第一浄水場ほか4か所流量計点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	3, 6 8 1千円
井戸管内部点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	3 6, 3 0 0千円
第一浄水場ほか4 1か所受変電設備点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	2 8, 6 5 0千円
浄水場監視業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	2 1 0, 3 0 6千円
浄水場自動制御装置及び遠方監視制御装置点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	3 3, 2 2 0千円
第一浄水場ほか4か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備点検業務委託料	令和3年度から令和5年度まで	4, 6 9 7千円
水道施設台帳整備業務	令和3年度まで	6, 4 4 9千円
令和3年度開始前に契約事務を行う業務(委託料・賃借料)	令和3年度まで	契約により決定した額

( 企業債 )

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道管更新事業	1, 450, 000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

（ 予定支出の各項の経費の金額の流用 ）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

（ 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 ）

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 696,328 千円
- (2) 交際費 150 千円

（ たな卸資産購入限度額 ）

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、57,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

所沢市長 藤本 正人